

1. 医療・福祉・子育て

	成果等	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
1	国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し (国民健康保険法)	中核市市長会／豊田市／八王子市 (内閣府、総務省、厚生労働省)	オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報（以下「資格重複情報」という。）を市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。これにより、被保険者の資格情報を効率的に確認することが可能となり、市区町村の事務負担の軽減に資する。【通知】 また、資格重複情報により被保険者資格の喪失処理手続を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
2	国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化 (国民健康保険法)	砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町 (厚生労働省)	国民健康保険の高額療養費の支給申請について、令和2年度中に省令を改正し、市区町村の判断により手続を簡素化する。このことにより、被保険者及び市区町村の負担軽減に資する。 【省令改正】
3	乳がんの集団検診（マンモグラフィ）における医師の立会いを不要とする見直し (診療放射線技師法)	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県 (厚生労働省)	集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1. 医療・福祉・子育て

	成果等	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
4	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し （介護保険法）	鳥取県 （厚生労働省）	指定訪問看護ステーションの看護師等の員数に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等で、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる「特例居宅介護サービス費」について、地方公共団体が当該制度をより活用しやすくするために必要な措置を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
5	指定難病等の医療費助成制度に係る所得区分の確認等の事務の見直し （難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）	愛知県、横浜市、高知県 ／新潟市／指定都市市長会 （内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省）	指定難病等の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
6	障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直し （障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について、日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明事務への協力方依頼について）	特別区長会、大村市／岐阜県 （総務省、厚生労働省、国土交通省）	（有料道路における障害者割引制度について） ・更新申請手続における提出書類の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ICTの活用等による申請手続の効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （日本放送協会放送受信料免除制度について） ・日本放送協会に対して郵送により申請することを令和3年度から可能とするとともに、ICTの活用による申請手続の更なる効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ、引き続き検討する。 ・免除事由存否調査に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1. 医療・福祉・子育て

	成果等	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
7	幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の取扱いの明確化 （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）	藤枝市 （内閣府、文部科学省、厚生労働省）	幼保連携型認定こども園の園庭面積基準について、幼保連携型認定こども園への移行や施設の老朽化等に伴い園舎の建替え等を行う場合に、一時的に園庭面積基準を満たさないこともやむを得ないものとしてできることを明確化することで、地域のニーズに応じた幼保連携型認定こども園への移行等を促進し、子育て支援の充実に資する。 【通知改正】
8	幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の月割りを可能とする見直し （子ども・子育て支援法）	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市／熊本市 （内閣府、文部科学省、厚生労働省）	子育てのための施設等利用給付について、保護者が月の途中で子どもの幼稚園を転園せずに他の市区町村に転居した場合に、関係市区町村間の調整により月割りによる給付とすることが可能であることや、給付認定の空白期間を生じさせないための留意事項を地方公共団体に周知することで、保護者の利便性の向上と地方公共団体の事務負担の軽減に資する。 【通知改正】

令和2年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

2. 農林水産業・まちづくり

	成果等	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
1	豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直し (家畜伝染病予防法)	長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県 (農林水産省)	豚熱の感染拡大に伴い実施している飼養豚への予防的ワクチン接種（初回接種を除く。）について、都道府県職員である家畜防疫員に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす民間獣医師による実施を可能とすることにより、確実かつ継続的なワクチン接種体制の整備に資する。 【指針改正】
2	農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し (農業委員会等に関する法律)	生駒市 (農林水産省)	農地利用最適化推進委員の定数の基準について、農業委員会ごとの農地等の状況に応じて配置できるよう緩和することにより、担い手への農地利用集積や遊休農地発生防止等の円滑な実施が可能となり、農地等の利用の最適化の推進に資する。 【政令改正】
3	沿岸漁業改善資金について転貸融資及び機関保証を可能とする見直し (沿岸漁業改善資金助成法、中小漁業融資保証法)	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会 (農林水産省)	沿岸漁業改善資金について、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務の漁業信用基金協会による保証を可能とすることにより、同資金の利用促進が図られ、沿岸漁業の経営改善及び漁業生産力の増大等に資する。 【法律改正】 【平成28年フォローアップ案件】

令和2年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

2. 農林水産業・まちづくり

	成果等	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
4	史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化 （文化財保存事業費関係補助金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）	太宰府市 （文部科学省）	文化財保護法に規定する現状変更等の許可を受けて行われる木竹の伐採等により生じた木材等を加工・販売する行為については、当該行為により得た収益の用途にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定する補助金等の交付の目的に反した使用には当たらないことを、全国会議を通じて地方公共団体に周知する。 また、上記のほか、史跡等購入費補助金により取得した土地の活用について、補助金等の交付の目的に反した使用に該当するか否かを地方公共団体が判断するに当たって参考となる事例を交えた質疑応答集を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 これらにより、地方公共団体の積極的な史跡等の活用に資する。 【通知】
5	不動産等の保有予定にかかわらず地縁団体の認可を可能とする見直し （地方自治法）	姫路市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合 （総務省）	不動産等の保有を目的としない地縁団体の認可を可能とすることにより、高齢者の生活支援や地域の特産品を活用した経済活動等の幅広い地域活動を行うようになった地縁団体の認可が可能となり、認可地縁団体が地域で求められる役割を安定的・継続的に果たすことに資する。 【法律改正】

令和2年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

3. 地方分権改革の取組強化等 一国・地方の役割分担一

	成果等	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
1	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲 （液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）	熊本市 (経済産業省)	液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、指定都市への移譲について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【令和元年フォローアップ案件】
2	宅地建物取引業の免許等に係る都道府県経由事務の廃止 （宅地建物取引業法、積立式宅地建物販売業法）	神奈川県、埼玉県 (国土交通省)	宅地建物取引業及び積立式宅地建物販売業の国土交通大臣に対する免許申請等について、都道府県経由事務を廃止することにより、迅速な手続処理が図られ申請者等の利便性が向上するとともに、都道府県の事務負担の軽減に資する。 【法律改正】
3	不動産鑑定業の登録等に係る都道府県経由事務等の廃止 （不動産の鑑定評価に関する法律）	神奈川県 (国土交通省)	不動産鑑定業の国土交通大臣に対する登録申請等について、都道府県経由事務を廃止することにより、迅速な手続処理が図られ申請者等の利便性が向上するとともに、都道府県の事務負担の軽減に資する。 また、国土交通大臣の登録を受けた者に関する不動産鑑定業者登録簿等の都道府県における供覧を廃止する。 【法律改正】

令和2年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

3. 地方分権改革の取組強化等 一国・地方の役割分担一

	成果等	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
4	一級建築士の免許等に係る都道府県経由事務の廃止等 (建築士法)	神奈川県 (国土交通省)	一級建築士の免許等に関する書類の提出、届出及び書類の交付並びに一級建築士試験の受験の申込みについて、都道府県経由事務を廃止することにより、都道府県の事務負担の軽減に資する。 その際、一級建築士の住所等の届出、死亡等の届出、免許の取消しの申請及び失踪宣告の届出の窓口については、運用において、中央指定登録機関が設置する一級建築士の免許申請等の窓口と一本化することにより、申請者等の利便性向上に資する。 【法律改正等】
5	法律等に基づく計画策定に係る事務の運用改善 (①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、②子ども・若者育成支援推進法、③次世代育成支援対策推進法 等)	福島県 (内閣府、法務省、厚生労働省)	地方公共団体が策定する計画について、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、計画の期間や変更時期を判断することが可能であること等を明確化することで、地方公共団体の計画策定に係る事務の柔軟な実施に資する。【通知】 また、子ども・若者育成支援推進大綱の改定の時期については、地方公共団体及び「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」の意見を踏まえ、政策的に関連の深い他の大綱等の改定の時期に合わせる方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。

令和2年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

4. デジタル化等による行政の効率化・利便性の向上

	成果等	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
1	社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化 （社会資本整備総合交付金交付要綱）	石川県／島根県、中国地方知事会／神奈川県 （国土交通省）	社会資本整備総合交付金の申請等については、公印の押印省略及び事務手続がシステム内で完結するよう年内に社会資本整備総合交付金システムの改修等を行うことにより、地方公共団体の迅速かつ円滑な事務処理に資する。 【通知等】
2	高等学校等就学支援金の支給事務におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）	埼玉県 （内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省）	高等学校等就学支援金の支給に関する事務について、申請者の受給資格（収入の状況）が確認できるよう、マイナンバー制度による情報連携の対象に生活保護関係情報を追加する。これにより、申請に必要な生活保護受給証明書等の添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減及び都道府県の事務負担の軽減に資する。 【法律改正】
3	郵便局において取扱いが可能な地方公共団体の事務の拡大 （地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律）	泰阜村、長野県、大町市、長和町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町 （総務省、法務省）	転出届及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について、郵便局における取扱いを可能とすることにより、郵便局による行政サービスの補完機能が向上し、住民の利便性の確保及び行政運営の合理化に資する。 【法律改正等】

令和2年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

4. デジタル化等による行政の効率化・利便性の向上

	成果等	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
4	地方公共団体の歳入全般についてコンビニ収納を可能とする見直し (地方自治法)	中核市市長会 (総務省)	地方公共団体の判断により、公金の徴収又は収納の事務を私人に委託することを原則として可能とすることについては、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しにおいて検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、負担金、分担金等について、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入（施行令158条）として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。